

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	長谷地区 勝地集落	令和3年3月24日	○年○月○日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

当集落は、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が喫緊の課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落は、中心経営体が不在であり、後継者が不在の農地は、中心経営体等の担い手確保が喫緊の課題である。なお、中心経営体が確保できるまでは、集落内の耕作者が作業補完等の連携をとりながら、農地を保全していく。また、当該集落のみならず、集落外の担い手や新たな耕作者も視野に入れ、農地集約を検討する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、集落外から人材を確保することに関して、「必要」が20%、「必要ない」が40%、「わからない」が40%という結果となった。  
当集落は、当面の間、現状の耕作者により耕作・保管理を行っていくが、集落外からの人材確保も進めていく必要がある。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査では、ほ場整備等の基盤整備の必要性について「必要ない」が60%、「わからない」が40%となっている。  
当集落は、ほ場整備(S57年、3.8ha)を実施済みだが、経年劣化に加えて、災害による河川改修工事にともなう重機での作業の影響もあり、その機能に支障が生じている。また、畦畔や農道の軟弱化や崩土などの問題がある。今後は、これらの問題解決に向けて、行政と連携を図りながら検討を進めていく。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落は水稻の栽培を行っており、今後の作付については、現状維持が1件、縮小意向が2件あった。  
当面の間は稲作を継続していく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「追い払い対策等により集落に鳥獣を寄せにくい環境づくりを進める」の意見が多く上がった。  
当集落は、集落全体を囲う柵はなく、個別に防護柵を設置し、対策を講じている。  
鳥獣被害は、イノシシやヌートリアによる被害が多く、今後、家古屋川沿いの防護柵未整備箇所へ、電気柵やワイヤーメッシュの設置を行う予定である。また、効率的な獣害対策の方法などについて、行政と検討を進めていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積する」が20%、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力する」が20%、「Uターン者や新規就農者等を取り込み農地を守る」が20%という回答結果となっている。  
現在、比較的規模の大きい農家が中心となり、集落全体で農作業の補完または担い手不在農地を引き受けることにより、農地を保全しているが、限界感がある。  
このため、集落内の耕作者及び行政を含め、担い手の確保・新たな参入に向けて協議を進めていく。

■その他の取組方針

中山間直接支払交付金制度を活用し、良好な農業環境創出に向けた活動を行う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし					
計	0経営体		0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。